NOVEMBER 2026

ClientEarth

持続可能で公正なエネルギー移行：法を通じて、コミットメントを行動へ

COP31 ブリーフィング



Climate action through the law



クライアントアースCEO **ローラ・クラーク**による序文

エネルギーは、現代の暮らしを支える基盤です。住まいを暖め、病院に電力を供給し、食料や生活に欠かせない物資を運び、人々を仕事や教育と結びつけ、そして人々同士をもつないでいます。

多くの人々が望むのは、信頼性が高く、価格も手頃で、耐久性の高いエネルギーシステムです。また、清浄な空気や安価な光熱費に加えて、日常生活に混乱をもたらし、経済の安定を損なうエネルギー危機や気候の影響から守られることも求めています。より良いシステムは、手の届くところにあります。再生可能エネルギーは、いまや世界の多くの地域で、最も安価な新規電源です。電化は、運輸や暖房、産業のあり方を変えつつあり、エネルギー効率化の取り組みとイノベーションは、エネルギーの生産・利用が環境や社会に及ぼす影響を一段と軽減しています。

しかし、化石燃料の採掘を拡大し続ければ、こうした発展は損なわれます。今日の選択が、今後数十年にわたって人々が依存するエネルギーのあり方を決定し、世界を壊滅的な気温上昇から防ぐことにつながります。

法はより良いエネルギーシステムへの移行に重要な役割を担っています。法的枠組みは、政策の方向性を定め、投資の方針を決定し、環境保護措置の実施を促し、自国の行動が国際的なコミットメントから乖離する場合、説明責任を課すことを可能にします。環境権は、政策決定への実質的な市民参加を確立し、とるべき行動への信頼と支持を築き、共通の課題に対して、より公平で創造的な持続性の高い解決策をもたらします。

各国は、国連気候変動枠組条約第31回締約国会議（COP31）において「UAEコンセンサス」、「COP30議長国のロードマップ」および「サンタマルタ会議」の合意内容に基づいた取組みが求められます。この多国間システムは、化石燃料からの移行を加速させ、すべての人にとって豊かで、健康で、暮らしやすい未来の確保に貢献しなければなりません。

クライアントアース最高経営責任者（CEO）
ローラ・クラークOBE

Climate action through the law

化石燃料：世界のエネルギーシステムにおける構造的欠陥

エネルギーは、世界中の人々の日常生活に欠かせないものです。エネルギーの供給と利用は、私たちの健康と幸福、コミュニティ、経済、ひいては繁栄を形成しています。

世界では、エネルギー需要を満たすうえで、いまなお化石燃料に大きく依存しており[1]、世界人口のほぼ4分の3は化石燃料の輸入国に住んでいます[2]。良くも悪くも、化石燃料は、人々や世界のあり方を大きく変えてきたといえます。しかしながら、今ここではっきりすべく決断を迫られています。**化石燃料への依存は、人々の命や生計を脅かし、国家安全保障を損ない、すべての人が住みやすい未来を確保する機会を損ないます。**現在の判断は、将来の世代にまで長期的な影響を及ぼします。

化石燃料市場とエネルギーシステムは、変動が激しく、政治的な影響を受けやすく、紛争の火種となり、1970年代以降繰り返されてきたエネルギー危機の原因だけではなく、排出量が増加し続けた場合においては、確実に人類の存亡に関わる事態に発展します。近年では、2022年のロシアによるウクライナ侵攻後、世界のガス・石油価格が過去最高値に達し、供給問題による欧州のエネルギー危機につながりました[3]。2026年には、中東での戦争により、ホルムズ海峡とバブ・エル・マンデブ海峡[4]を経由する石油・ガスの流通が混乱し、状況はいっそう深刻化しています。国際エネルギー機関（IEA）は、この事態を「世界の石油市場史上最大の供給途絶」、「世界のエネルギー安全保障に対する史上最大の脅威」と評しています[5]。

地政学的な情勢の不安定化を背景とする化石燃料の複数のボトルネック（chokepoints）は、世界のエネルギーシステムの構造的欠陥をあらわにしています。混乱は、複雑なサプライチェーン、食料システム、金融、金融市場へと連鎖し、世界各地で個人やコミュニティ、公共サービス、政府、民間セクター、各国経済に大きな圧力をかけています。化石燃料の輸出国でさえ、その影響を免れることはできません。特定の化石燃料製品の輸入に頼っている場合、国内価格も国際市場の影響を受け、資産が時間の経過とともに座礁資産となるおそれがあるからです[6,7]。

こうした化石燃料の不安定さを助長しているのは、化石燃料が3つの世界的危機の主要な要因の一つであるという事実です[8]。私たちはすでに、生活費の高騰、食料不安、水不足、極端な気象による住宅やインフラへの修復不可能な被害、生計や経済活動の喪失、健康状態の悪化と生活の質の低下、そして数十万人の生命の損失につながる気候変動、汚染、生物多様性の損失の影響を受けています[9,10]。

1 国際エネルギー機関（IEA）（2026）、「Greenhouse Gas Emissions from Energy Data Explorer」、（2026年10月29日に閲覧）
2 Ember（2025）、「Three facts that show how solar and wind strengthen energy security」、（2026年10月29日に閲覧）
3 国際エネルギー機関（IEA）、「Russia's War on Ukraine: Analysing the impacts on energy markets and energy security」、（2026年10月29日に閲覧）
4 CNN Business（2026）、「The Bab al-Mandeb Strait, a lifeline for the global economy, is in jeopardy」、（2026年10月29日に閲覧）
5 国際エネルギー機関（IEA）、「Key facts on the Strait of Hormuz, oil and gas markets, and the IEA's response」、（2026年10月29日に閲覧）
6 同上
7 国際再生可能エネルギー機関（IRENA）（2019）、「A New World: The Geopolitics of the Energy Transition」
8 経済協力開発機構（OECD）（2025）、「Environmental Outlook on the Triple Planetary Crisis」
9 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）（2022）、「What is the Triple Planetary Crisis?」、（2026年10月29日に閲覧）
10 Barnes, C.他（2026）、「Heat-related urban mortality attributable to human-induced climate change in Europe from 2000 to 2025」、Nat. Health

環境崩壊そのものが、社会不安や政情不安、地政学的な紛争、貿易の混乱を引き起こし、悪循環を生んでいます。この悪循環は、今後数年間でさらに顕在化することが予想されています。

負の連鎖を悪化させる化石燃料の供給と利用の拡大

世界の3分の2を超える人口は、どこに住み、どこで働き、何を買うかといった、人生の大きな決断に気候変動が影響を及ぼしていると答えており、特に開発途上国でその傾向が顕著です。しかし、自国の気候変動対策が成功していると回答する人は半数に満たず、大企業の取り組みについては、さらに低く、39%にとどまっています。大多数（80%）は、より強力な気候変動への取り組みを求めており、72%が、自国が化石燃料から速やかに脱却し、クリーンエネルギーへ移行することを望んでいます。こうした声は、ブラジル、カナダ、中国、ドイツ、ナイジェリア、サウジアラビアをはじめとする世界最大級の化石燃料生産国の大半でも同じです[11]。

気候変動による混乱とエネルギー危機の両方に対するレジリエンス（強靭性）を築く唯一の方法は、以下の取り組みで化石燃料への依存を減らすことです。

1. 新規の化石燃料採掘事業をすべて中止すること
2. 化石燃料からの移行を実現し、よりクリーンでレジリエントな再生可能エネルギーを基盤とする、高度に電化されたエネルギーシステムへの移行を実現すること
3. プラネタリー・バウンダリー（地球の限界）のアプローチと需要側の対策を適用することで、人々とコミュニティにとって安定的で公平な移行を実現すること

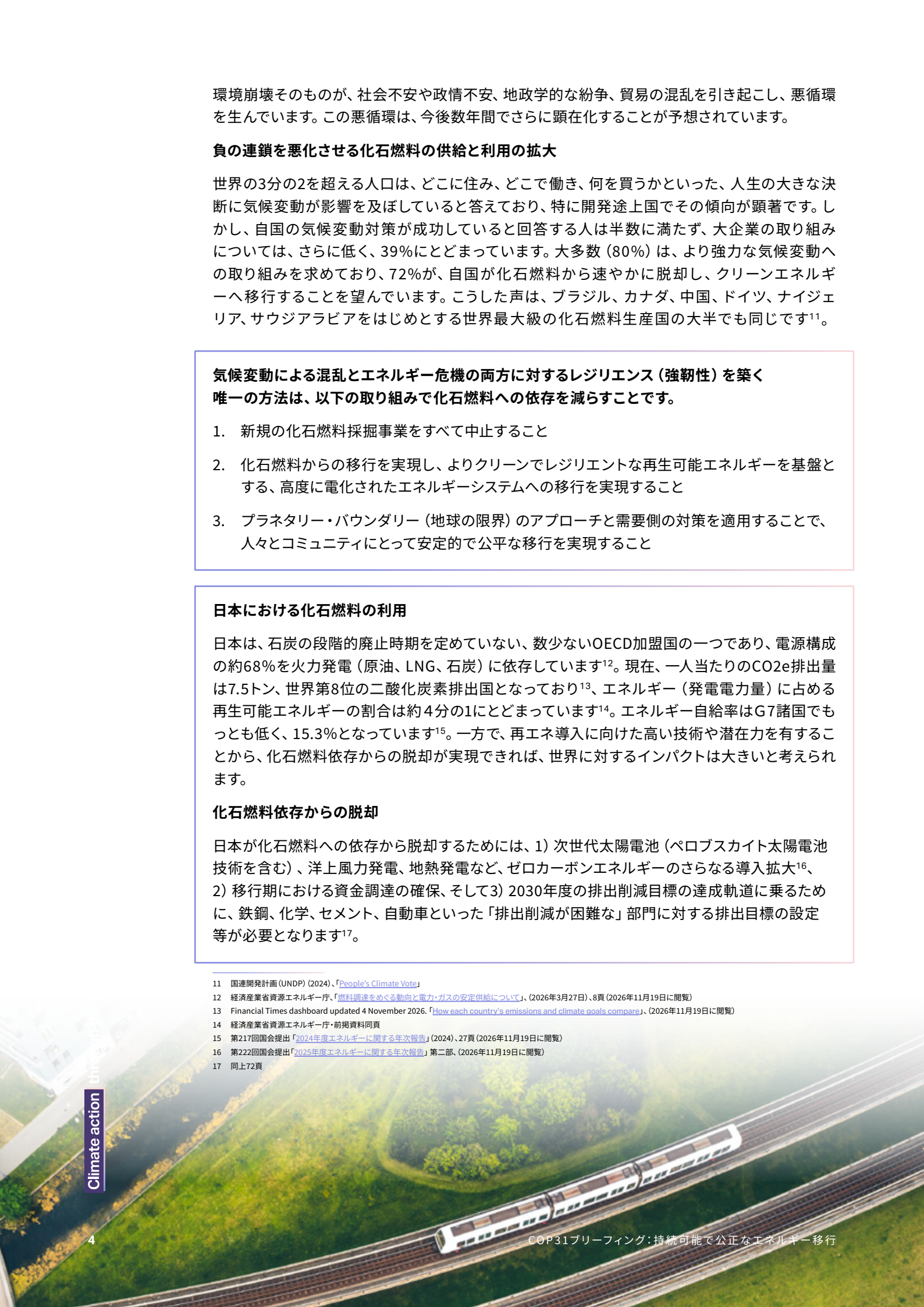
日本における化石燃料の利用

日本は、石炭の段階的廃止時期を定めていない、数少ないOECD加盟国の一つであり、電源構成の約68%を火力発電（原油、LNG、石炭）に依存しています[12]。現在、一人当たりのCO2e排出量は7.5トン、世界第8位の二酸化炭素排出国となっており[13]、エネルギー（発電電力量）に占める再生可能エネルギーの割合は約4分の1にとどまっています[14]。エネルギー自給率はG7諸国でもっとも低く、15.3%となっています[15]。一方で、再エネ導入に向けた高い技術や潜在力を有することから、化石燃料依存からの脱却が実現できれば、世界に対するインパクトは大きいと考えられます。

化石燃料依存からの脱却

日本が化石燃料への依存から脱却するためには、1）次世代太陽電池（ペロブスカイト太陽電池技術を含む）、洋上風力発電、地熱発電など、ゼロカーボンエネルギーのさらなる導入拡大[16]、2）移行期における資金調達の確保、そして3）2030年度の排出削減目標の達成軌道に乗るために、鉄鋼、化学、セメント、自動車といった「排出削減が困難な」部門に対する排出目標の設定等が必要となります[17]。

11 国連開発計画（UNDP）（2024）、「People's Climate Vote」
12 経済産業省資源エネルギー庁、「燃料調達をめぐる動向と電力・ガスの安定供給について」、（2026年3月27日）、8頁（2026年11月19日に閲覧）
13 Financial Times dashboard updated 4 November 2026.「How each country's emissions and climate goals compare」、（2026年11月19日に閲覧）
14 経済産業省資源エネルギー庁・前掲資料同頁
15 第217回国会提出「2024年度エネルギーに関する年次報告」（2024）、27頁（2026年11月19日に閲覧）
16 第222回国会提出「2025年度エネルギーに関する年次報告」第二部、（2026年11月19日に閲覧）
17 同上72頁



法の役割

「気候変動対策を成功させるには、法的根拠が必要」[18]

法的枠組みを通じた目標と責任の設定

法は、気候およびエネルギーの安全保障にとって、極めて重要な基盤です。安定した、執行可能な法的枠組みは、投資、レジリエンスの向上、長期的な安全保障を確保します。**法の上に立つ者はいません。**

国際レベルでは、2016年に発効したパリ協定[19]が、気候変動の緩和と適応に関する国家間協力の法的拘束力のある枠組みとして、共通の目標と、締約国がその達成に貢献するための仕組みを定めています。その包括的な目標は、「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2°C高い水準を十分に下回るもの」に抑えることと、「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも1.5°C高い水準までのものに制限する」努力を継続することです。

国際法が後押しするパリ協定。国際海洋法裁判所、国際司法裁判所（ICJ）、米州人権裁判所（IACtHR）、欧州人権裁判所は、国家が気候被害を防止し、予見可能なリスクから人々を保護する、拘束力のある義務を負うことを明確にしています。特に、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が示す利用可能な最良の科学に照らして、1.5°Cの閾値がパリ協定における主要な気温目標であることを認定しています。

今年に入り、ICJの勧告的意見を受けて国連総会が決議を採択しました。本採択は、気候行動が政治的選択であるだけでなく、法的義務でもあることを確認しています[20]。各国政府は今、こうした国際的な義務を、規制改革、法の執行、公共投資の決定という形で国内法制に反映させる必要があります。

気候法は、国内の気候ガバナンスを容易にし[21]、「政府によって、政府のために採択」されます[22]。気候法の発展において、政策目標の成否を担う市民やその他ステークホルダーが効果的に策定過程に関与することで、影響力が強まります[23,24]。気候法の実施は、長期的な政策立案と行動に安定性と明確さをもたらし、実効的な排出削減を実現することで、パリ協定の目標を達成できる見込みを高めます[25]。

18 Eskander, S.M.S.U.他（2021）、「Global lessons from climate change legislation and litigation」、Environmental and Energy Policy and the Economy 2：44-82
19 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）、「The Paris Agreement」、（2026年10月29日に閲覧）
20 国連ニュース（2026）、「General Assembly backs historic World Court climate crisis ruling」、（2026年10月29日に閲覧
21 クライアントアース（2023）、「From stocktake to taking action: Using the power of the law to respond to the climate crises」
22 Duwe, M. 及び Evans, N.（2020）、「Climate Laws in Europe: Good Practices in Net-Zero Management」
23 同上
24 世界銀行（2020）、「World Bank Reference Guide to Climate Change Framework Legislation」、Equitable Growth, Finance and Institutions Insight - Governance
25 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）（2023）、「Climate Change 2023: Synthesis Report. Contribution of Working Groups I, II and III to the Sixth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change」

環境権と市民参加を通じた気候政策・行動の強化

化石燃料からの移行は、人々が移行のあり方に実質的に関与してはじめて成功します。参加は基本的な権利だけでなく、市民の信頼と支持をより強固にしています[26]。早い段階から実質的に参加することで、決定前の潜在的な懸念や利益相反を特定し、複雑な課題に向けた、より強固で創造的な、持続性の高い解決策を考案することが可能となります。**参加と情報へのアクセスは、拡大する気候関連の偽情報に対抗するために、意思決定者が利用できる最も実行的な手段のひとつでもあります。**偽情報の放置は、公的機関がとるべき気候行動を狂わせ、遅らせ、頓挫させることにつながります[27]。

各国政府は、密室での政策決定やその場限りの協議から脱却し、諮問機関や監督機関に常任の委員枠を設けることなどを通じて、地域コミュニティと市民社会がエネルギーや気候ガバナンスに積極的に参加する常設の仕組みを確立する必要があります[28]。法案や政策・計画の草案は、選択肢が開かれている早い段階において、公開される必要があります。公的機関は、明確で利用しやすい情報を提供し、市民からの意見を実質的に考慮し、それが最終的な決定にどう影響したか説明する必要があります。

女性や高齢者、障害者、移民、先住民族、低所得層のコミュニティなど、**発言の機会が限られやすい人々の参加を確保するために、特別な努力が求められます[29]。環境保護活動家、気候活動家、市民社会組織は、威嚇、ハラスメント、報復、濫用的な法的措置を恐れることなく、懸念を表明し、公の議論に参加することが必要です。**こうした人々が発言できない状態は、社会全体だけでなく、政策立案者にとっても甚大な代償を伴います。政策立案者が、エネルギー移行を成功させるために必要な貴重な専門知識、地域の知見、市民の信頼を失うからです。気候・エネルギーに関する取り組みは、実現化に取り組む人々の沈黙、排除、拘束につながれば、信頼性を失います。政策の実現には、信頼性が不可欠です。したがって、市民社会と環境保護活動家を守ることは、公平で、民主的で、実効的なエネルギー移行に欠かせません。

オーフス条約

1998年のオーフス条約[30]は、環境情報へのアクセス、環境に関する意思決定への参加、司法へのアクセスという、市民の権利を保障しています。

同条約は、政府が、環境を守るためのこれらの基本的権利を個人やNGOに付与することで、より良い決定を下し、環境に関する基準や政策に対する国民の受容度も高まることを認識しています。

クライアントアース（ClientEarth）は、EUが2005年に本条約の締結後も、司法へのアクセスに関する義務を十分に履行していないと主張し、個人やNGOがEU機関の決定に異議を申立てる権利の確保を求めて10年にわたり活動を続けた結果、2021年にようやくその実現を勝ち取りました[31]。

26 例として以下をご参照ください：クライアントアース（2021）、「Global climate laws falling short on reducing emissions」。Dryzek, J.S., Niemeyer, S. (2019)、「Deliberative democracy and climate governance」、Nat Hum Behav 3, 411–413。Duvic-Paoli L-A. (2022)、「Re-imagining the Making of Climate Law and Policy in Citizens' Assemblies」、Transnational Environmental Law. 2022;11 (2) :235-261。Accogli, A.他 (2025)、「Improving public participation for climate action and resilient democracy in the European Union」、RETOOL Policy Brief。Oberthür, S.他 (2025)、「Public participation in EU climate governance: the underexploited potential of national energy and climate plans」、Journal of European Integration, 47(2), 257–276

27 以下を参照：Global Initiative for Information Integrity on Climate Change (2025)、「Declaration on Information Integrity on Climate Change」、(2026年10月29日に閲覧)。国連事務総長 (2024)、「Promotion and protection of human rights in the context of climate change」

28 Iklim Agi (2026)、「What Kind of COP31 Presidency Does Climate Network Türkiye Call For?」、(2026年10月29日に閲覧)

29 国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) (2019)、「A/HRC/40/55: Issue of human rights obligations relating to the enjoyment of a safe, clean, healthy and sustainable environment - Report of the Special Rapporteur」

30 国連欧州経済委員会 (UNECE)、「Convention on Access to Information, Public Participation in Decision-making and Access to Justice in Environmental Matters」

31 クライアントアース (2021)、「We've won the right for everyone to take the EU to court」

既存の法的枠組みの実施・執行をじた実効的な気候変動対策

立法者による政策決定、技術の進歩、民間セクターの活動、投資の動向、消費者の行動、市民の支持は、化石燃料からクリーンエネルギーへの移行を進める主要な推進力です。**法の実効的な実施と執行が前提となるものの、法をなくしてガバナンスは成り立ちません。**これが果たされなければ、法の支配が損なわれ、人々と将来世代の短期的・長期的な利益を守る政府の能力が妨げられます。

個人やコミュニティ、市民社会は、合意された規則や法的拘束力のあるコミットメントを遵守・履行しない政府に対し、**ますますその責任を問うようになっています**[32]。**気候訴訟は、パリ協定の目標達成に向けた道筋です。**具体的には、①政策決定の枠組みを明確にすること、②国際的に合意された目標と戦略的自律性の双方に沿った意思決定を要請すること（脱炭素化とレジリエンスが相互に関連していることを反映）、③政府に対しては、長期的な気候目標を設定し、その目標が達成されかつ人々を被害から守る実効的な計画を策定すること、ならびに長期にわたる化石燃料の供給を許可しないことを伴います。

訴訟は、化石燃料の需要（ひいては供給）を存続させている**民間企業の責任を問う**重要な役割を果たしています。訴訟の対象には、化石燃料設備の新設、有害な化石燃料製品の生産、グリーンウォッシュならびに反競争的行為が含まれます。各国の不法行為法[33]に基づき、特に排出量の多い民間企業に対して、排出削減を通じて自らがもたらしている損害やコストを軽減すること、または排出によって生じた損害について個人や地域コミュニティに賠償することを求める訴訟が増加しています[34]。**訴訟は、正義が目に見える形で実現される手段であり、気候行動の公平性を支えています**[35]。

32 Setzer, J他（2026）、「Global trends in climate change litigation: 2026 snapshot」、LSE Global School of Sustainability.

33 不法行為法は、故意か過失かを問わず、個人に損害や損失をもたらす民事上の不法行為の影響を受けた人が、賠償を求めることができるようにし、その責任を負うべき者に賠償責任を課しています。

34 Setzer, J.他（2026）、「Global trends in climate change litigation: 2026 snapshot」、LSE Global School of Sustainability

35 Climate Just、「Why does climate justice matter?」、（2026年10月29日に閲覧）



持続可能で公正なエネルギー移行のための法的対応

各国政府と世界の指導者たちは、化石燃料から、よりクリーンなエネルギーシステムへ移行する必要性を明確に認めてきました。直近では、国連総会が「気候変動に係る国家の義務に関する国際司法裁判所勧告的意見」と題する決議を採択しています[36]。

それにもかかわらず、最新の「生産ギャップ報告書」によると、「**各国政府は合計で、気温上昇を1.5℃に抑えることと整合する量の2倍を超える化石燃料を2030年に生産する計画を依然として策定しています**」。これは、「適切に管理された衡平なエネルギー移行を危うくする」ものです[37]。

こうした依存には、多くの要因があります。大手エネルギー企業や生産国にとって、化石燃料は、特にエネルギー危機で価格が高騰したり、補助金が市場をゆがめたりする局面では、短期的には再生可能エネルギーよりはるかに大きな利益を得ることが可能な手段です。そのため、方針を転換するインセンティブがほとんどありません。水素や、二酸化炭素の回収・利用・貯留（CCUS）のような、「化石燃料依存型」の脱炭素化戦略が推進・利用されていることも、化石燃料を基盤とするシステムを変えにくくしています。こうした戦略は、化石燃料の利用を延命させ、よりクリーンなエネルギー技術や対策の導入を遅らせたり、頓挫させたりします。デジタル化や人工知能（AI）から運輸、石油化学といったエネルギー集約型の分野が成長し、化石燃料への公的・民間の補助金が続いていることも、世界の化石燃料需要が根強く、増え続ける要因となっています。加えて、化石燃料の開発は大規模なインフラ整備を伴うため、今日、その利用の継続や拡大に投資する決定を下せば、その後何十年にもわたって各国が化石燃料を基盤とするシステムに縛りつけられてしまいます。実際、そうした状況はすでに見られます。

化石燃料への依存から脱却する取り組みを成功させるには、各国の化石燃料への今後の依存を断ち切り、再生可能エネルギーを基盤とし、電化が進んだエネルギーシステムへの安定的で公平な移行の実現に注力することが急務です。

新規の化石燃料採掘事業の終止

利用可能な最良の科学によると、残余カーボンバジェットには、新規の化石燃料採掘事業を実施する余地はなく、1.5℃目標を達成できる可能性を維持するためには、承認済みの事業を60%削減する必要があります[38]。

新規の化石燃料採掘事業をこれ以上認めないことは、よりクリーンなエネルギーシステムへの移行の一環として講じるべき、理にかなった緊急の措置です。

36 国連ニュース（2026）、「General Assembly backs historic World Court climate crisis ruling」、（2026年10月29日に閲覧）

37 SEI, Climate Analytics, & IISD. (2025)、The Production Gap Report 2025. Stockholm Environment Institute, Climate Analytics, and International Institute for Sustainable Development.

38 以下を参照：Trout, K.他（2022）、「Existing fossil fuel extraction would warm the world beyond 1.5°C」、Environ. Res. Lett. 17 064010。OILCHANGE（2023）、「Sky's Limit Data Update: Shut Down 60% of Existing Fossil Fuel Extraction to Keep 1.5°C in Reach」。国際エネルギー機関（IEA）（2023）、「Net Zero Roadmap: A Global Pathway to Keep the 1.5 °C Goal in Reach」

エネルギー安全保障と気候変動対策の実現

新規の化石燃料採掘事業は、気候変動に関する国際的な義務、気候の影響から人々と地球を守る必要性、住みやすい未来を確保できる見込みのいずれとも相容れないだけでなく、現在のエネルギー需要や危機への対応にも役に立ちません。この危機は実のところ、化石燃料の危機です。IEAによると、従来型の新規の上流事業が生産を開始するまでには、20年近くかかる可能性があり、1.5℃目標に沿ったシナリオでは、既存の油田・ガス田からの生産だけで、すでにエネルギー需要を十分に満たすことが可能です[39]。

むしろ、新規の化石燃料採掘事業は、経済と家計が、将来の化石燃料の価格・供給ショックや紛争、座礁資産のリスクにさらされ続ける一因となっています。また、投資をクリーンエネルギーシステムから遠ざけ、化石燃料への依存の影響をいっそう悪化させるおそれもあります。

新規の化石燃料事業は、エネルギー安全保障に寄与せず、実際には化石燃料の短期的な既得権益にのみ寄与する一方で、社会全体に損害を押し付け、固定化しています。したがって、新規の化石燃料採掘事業を許可し、投資する決定は、ますます法的な異議申立ての対象となりつつあります。

新規の化石燃料採掘事業をこれ以上認めない誓約の一環として、各国政府は既存の計画、認可・許可の各枠組みを見直し、気候変動に関する義務、エネルギー安全保障の目標、ならびに長期的な公益と確実に整合させる必要があります。

裁判所を通じた説明責任と正義の確保

新規の化石燃料事業に対する法的リスクは、個人、コミュニティ、市民社会による訴訟を通じて、すでに高まっています。2024年、英国の地域活動家たちは、Finch on behalf of Weald Action group and Others事件で、4本の新規の油井に対する地元自治体の計画許可（planning permission）の決定を争い、勝訴しています。争点は、地元自治体が、環境影響評価の一環として、石油が使用される際に生じる排出量（スコープ3排出量）を評価しないまま、許可を与えた点です。今年6月には、フランスのNGOがNotre Affaire à Tous et al事件で、化石燃料大手のトタルエナジーズに対する勝訴判決を得ています。判決は、同社がフランスの注意義務法に基づく注意義務計画において、スコープ3排出量への対応を含めなければならないと判断しています。化石燃料生産者にスコープ3排出量の削減義務を課すことは、新規の化石燃料事業を取りやめることを意味します。しかし現時点では、裁判所は企業に具体的な排出削減目標の採用を命じたり、企業の移行計画の内容について意見を述べたりすることには消極的です。

今年4月には、オランダのNGOのMilieudefensieが化石燃料大手のシェルに対する新たな訴訟を提起し、新規の油田・ガス田の生産を開始しないよう求めました。本訴訟は、同社に対し、温室効果ガス排出量を2030年までに2019年比で45%削減するよう迫る既存の訴訟を根拠としています。この訴訟は、地方裁判所ではMilieudefensieが当初勝訴したものの、控訴審で判決が覆され、現在はオランダ最高裁判所に係属しています。

企業の気候関連行動への介入を裁判所に求める十数件にのぼる訴訟のなかで、新規の化石燃料事業を禁止する必要があると主張するものが、ますます増えています。**こうした一連の事件が示すのは、新規の化石燃料事業は、拡大する訴訟リスクの中心的な対象となっているということです。**

39　国際エネルギー機関（IEA）（2025）、「The Implications of Oil and Gas Field Decline Rates」

ICJ勧告的意見：野心、役割、責任の明確化

ここ数年、国際裁判所や人権裁判所による数多くの勧告的意見が、国家は気候を保護し気候変動の影響を抑えるべきであるという、法的拘束力のある義務を確認し、明確にしてきました。なかでも、世界最高位の裁判所であるICJの勧告的意見は、1.5℃の閾値をパリ協定における主要な気温目標と解釈し、国が決定する貢献（NDC）に、この目標に沿って「できる限り高い野心」を反映させることを求めています。ICJはまた、次の点も確認しています。

- 国家は、化石燃料の生産と消費の抑制を怠り、新規事業を承認し、あるいは化石燃料への公的資金の提供を継続する場合、国際法に違反する可能性がある。
- 歴史的な排出量が非常に多い国々は、気候危機に対処し、世界の気温上昇を1.5℃に抑える取り組みにおいて、より大きな責任を負う。
- 国家は、自国内で事業を行う企業・事業者が気候にもたらす影響を規制することが、法的に義務づけられている。
- 健全な環境を享受する人権は、人間の生命にとって基本的なものであり、国家には、国際法の下でこれを保護する義務がある。
- 気候変動により非常に深刻な影響を受けている国々には、歴史的な主要排出国に対して、賠償を求める道が開かれている可能性がある。

再生可能エネルギーを基盤とした電化率の高いエネルギーシステムへの移行

新規の化石燃料採掘事業の開発を止めることは、温室効果ガス排出量が増え続ける傾向に歯止めをかけ、人類が正しい方向へと向かうことにつながります。しかし、パリ協定と利用可能な最良の科学に沿って、オーバーシュートの規模、期間、影響[40]を抑え、不可逆的なオーバーシュートがもたらす危険を避けるためには、既存の化石燃料事業も段階的に廃止する必要があります。

COP31議長国が、最終エネルギー需要に占める電力の割合を現在の20%強から2035年までに35%に引き上げるという電化目標を提案したことは、歓迎すべき一歩です。

ただし、発電が化石燃料に依存したままでは、電化だけでクリーンなエネルギー移行を実現できません。UAEコンセンサスが示すとおり[41]、移行は再生可能エネルギーを基盤とし、電化が進んだエネルギーシステムへ向かうものでなければなりません。

再生可能エネルギーは、効率化と需要削減の対策で補完することで、エネルギー安全保障を高める鍵となります。発電に占める再生可能エネルギーの割合が高まれば、紛争の影響を受けやすく変動の激しい化石燃料市場への依存が減り、人々や企業を供給・価格ショックから守ることができます。また、設備がいったん導入されれば、エネルギー主権を高めることにもつながります。再生可能エネルギーは、エネルギー生産性もはるかに高く、化石燃料の燃焼に伴う熱損失を回避できます。例えば、ヒートポンプは、電力1単位あたりの熱供給量が、ガスボイラーの3〜4倍に達します。そのため、必要な総電力量が少なくてすむのです。

40　国連環境計画（UNEP）（2026）、「Limiting Overshoot - Navigating exceedance of 1.5°C and pathways towards return」

41　COP28議長国（2023）、「The UAE Consensus negotiations outcome」、（2026年10月30日に閲覧）

さらに、再生可能エネルギーは、化石燃料システムよりも効果的に、分散型のエネルギーシステムとして導入することが可能です。非効率性、技術的な問題、意図的な攻撃などによる「単一障害点」を減らすことは、レジリエンスを高め、電力網の強化につながります。

エネルギー・トランジッション委員会（ETC）は、「今回は、化石燃料需要の主要な部門のすべてにおいて、規模を拡大でき、コスト競争力のあるクリーンな代替手段が利用できる状況で起きた、初めての大規模なエネルギーショックである」と指摘しています[42]。国際再生可能エネルギー機関（IRENA）の分析によれば、「再生可能エネルギーは2025年も、ほとんどの市場で新たな電力の供給源として最もコスト競争力のある存在であり続け、新たに稼働した大規模発電容量の90%が、最も安価な新設の化石燃料を基盤とした代替手段よりも低コストで電力を供給している」とされています[43]。**再生可能エネルギーを基盤とする電化への転換は、あらゆるステークホルダーが十分に高い野心を持って取り組めば、世界全体で十分な速度と規模で実現することが可能**といえます。

失敗した場合の経済的な代償は甚大。ETCの推計では、現在のエネルギー危機に伴う化石燃料価格の高止まりが6〜12カ月続くだけで、世界全体で1〜2兆ドルの追加の総支出が生じることが判明しています。これは、世界がすでに化石燃料に年間4兆ドルを費やしていることに上乗せされる額となります。この規模は、2050年までに脱炭素化されたエネルギーシステムを実現するために必要な投資額の推計と、同程度です。その推計では、クリーンエネルギーシステムにすでに毎年2兆ドルが費やされていることに加えて、2050年まで毎年1.5兆ドルが必要とされており、これらの金額は有益な投資であって、正味のコストではありません[44]。化石燃料の価格ショックは、1回だけでも、それに伴う便益がまったくない多大なコストが生じます。これに対し、移行には経済的なコストが伴うものの、導入の加速、安定性と効率性の向上、化石燃料に起因する人々と地球への損害の軽減といった便益がそれを上回ります。輸入国は、移行が環境への損害を減らすだけでなくレジリエンスの向上をももたらすという事実に基づいて行動するようになっています。これらの国は、将来の化石燃料に伴う不安定さがもたらす代償のリスクを負うか、移行への投資を行うかという選択に直面しています。

電化への取り組み強化が、単に化石燃料による電力への依存を深めるだけに終わるリスクを軽減するため、各国政府は化石燃料からの秩序ある迅速な脱却に向けて、**明確な段階的廃止の期限と道筋を定める**必要があります。**化石燃料への補助金も廃止せねばなりません。**その際、家計や企業が短期的に被る財政的な悪影響を和らげるため、重点的な保護策を講じる必要があります。

再生可能エネルギーによる電力導入の加速とともに、各国政府は、化石燃料に依存する部門で石油・ガスの需要を置き換える、「**相互に有益な**」（win-win）アプローチを推進することが可能です。運輸、暖房、調理、重工業はすべて電化する必要があり、電化が経済全体の取り組みとなるよう、部門別の政策を整備する必要があります。エネルギー効率の改善も電化に不可欠です。エネルギー需要を減らせば、あらゆる部門における電化が費用負担を少なくして実現可能となるからです。

42 エネルギー・トランジッション委員会（ETC）（2026）、「Lessons On Energy Security After The Hormuz Crisis: How Accelerating The Clean Energy Transition Builds Resilience Against Future Price Shocks」

43 国際再生可能エネルギー機関（IRENA）（2026）、「Delivering on the UAE Consensus: Tracking progress toward tripling renewable energy capacity and doubling energy efficiency by 2030

44 エネルギー・トランジッション委員会（ETC）（2026）、「Lessons On Energy Security After The Hormuz Crisis: How Accelerating The Clean Energy Transition Builds Resilience Against Future Price Shocks」



クライアントアースは、クリーンな電化への道筋の前進に資する、法的な介入とアドボカシーに取り組んでいます。例えばEUでは、「容量メカニズム」と呼ばれる制度に異議を申し立てています。この制度を通じて、各国政府は電力システムにおいて、再生可能エネルギーや需要側の柔軟性（デマンドサイド・フレキシビリティ）といったクリーンな代替手段を排除する形で、化石ガスに補助金を与えています。また、化石燃料関連の活動を除外し、再生可能エネルギーに対する公的支援を改善する金融の枠組みにも反対しています。テュルキエのように石炭が引き続き支配的な地域では、石炭からの迅速な移行につながる、強力な気候法と環境基準の制定を提言するとともに、石炭産業に有利に働く新たな投資制度や環境規制の適用除外に異議を申し立てています。英国では、政府に気候計画の改善を求める訴訟で勝訴し、英国のガス業界によるヒートポンプに対する反競争的な違反行為について取り組んでいます。さらに、欧州の電力網に誰がどのような条件で接続できるかをめぐる意思決定について、透明性と公平性を求めたアドボカシーと訴訟を提起しています。

安定的で公平な移行の支援

進むべき道は明らかです。各国は、再生可能エネルギーを基盤とし、電化が進んだエネルギーシステムへ早急に移行する必要があります。このシステムは、化石燃料を基盤とするシステムと比べて、いくつもの構造上の利点を備えています。ただし、完璧なシステムは存在しません。クリーンなエネルギーシステムであっても、人々と自然に影響を及ぼします。リスクや影響を完全に排除することは不可能なものの、化石燃料に依存する脆弱で不安定なエネルギーシステムから、本質的により安定的で気候への負荷が少ないエネルギーシステムへ移行し、これに伴うリスクや影響に対処することは可能です。

「UAEコンセンサス」で認識されているとおり、移行にはエネルギー効率の向上と需要の削減が必要

例えば、再生可能エネルギーを基盤とし、電化が進んだシステムへの移行は、「重要原材料」（リチウム、ニッケル、コバルト、銅など）をめぐる新たな世界的競争の一因を構成しています。この競争は、電化が進む世界経済で増大する鉱物需要を満たすために、これらの原材料がますます必要になる見通しによって激化しています。こうした鉱物の採掘と加工は、環境と人々への新たな損害を生み、新たな地政学的依存をもたらします。

各部門で電化が進むなか、限られた電力網の容量をめぐる競争も生じています。データセンターのような電力消費量の大きい利用者が、電力網への接続と電力供給を奪い合い、建物や運輸など、エネルギー多消費型で化石燃料への依存度が高い他の部門の電化を妨げています。多くの地域で、大規模な新規電力需要の増加が電力網の拡張ペースを上回り、運用上のリスクが生じています。

こうしたリスクや影響に対処するには、**プラネタリー・バウンダリーのアプローチを、安定的で衡平な移行の基盤に反映させる必要があります。**すなわち、化石燃料への依存と弊害を速やかに減らしつつ、従来の脆弱性やボトルネックを再現し、新たな被害が生じる「問題のすり替え」を最小限に抑えることです。

クリーンなエネルギー供給は不可欠なものの、**需要を削減・簡素化し、同時に健康と幸福を向上させる法的枠組みも不可欠です。**最終的に必要なのは、すべての人が快適に移動し生活できるようにしながら、その過程で使用するエネルギーと資源をはるかに少なくするシステムです。エネルギーや資源の採掘・開発が続く場合には、人々と自然への影響を軽減しなければなりません。

実際には、以下の取り組みを可能にし加速させる法律を実施・執行することを意味します。建物の改修と断熱の改善、屋根置き型太陽光発電設備とヒートポンプのさらなる普及、より耐久性が高く長持ちする製品の増加、徒歩や自転車などのアクティブな移動や公共交通の利用しやすさの向上、そしてエネルギー需要の柔軟性の確保です。リサイクルやサーキュラーエコノミーを促進する措置の拡充とあわせて、強固なデュー・ディリジェンスと情報開示を義務づけるルールも、鉱物の採掘・開発がもたらす悪影響を軽減するのに役立ちます。これらの措置は、化石燃料価格の変動にさらされる度合いを恒久的に減らし、家庭の光熱費、エネルギー貧困、産業の脆弱性を軽減するとともに、逼迫した電力網の負担を和らげ、新たな資源競争による影響を減らします。

「エネルギーコミュニティ」は、レジリエンスを高めるもう一つの手段です。人々、公的機関、地域の企業が、地域の再生可能エネルギーの生産、貯蔵、共有に直接参加できるようにするこの仕組みは、集中型の市場参加者への依存を減らします。

クライアントアースは、エネルギー安全保障と衡平性を高める、適切に管理された移行の推進に取り組んでいます。私たちは、政府の政策が、エネルギーコミュニティの効果的な発展を促すものとなるよう、アドボカシーと訴訟を行っています。こうした取組みを通じて、再生可能エネルギーの導入をより分散型（したがって、より安定したもの）に切り替えると同時に、人々が自らのエネルギーがどのように生産・利用されるかについて、より大きな主導権を有するように働きかけています。また、基本的な環境保護措置や市民参加の権利が明らかに無視されている、重要鉱物プロジェクトにも反対しています。エネルギー消費の大きいAIやデジタルインフラの拡大が、プラネタリー・バウンダリーを尊重し、他部門の電化と脱炭素化を押しのけることがないよう取り組みを進めています。さらに都市と協力して、エネルギー・資源の必要量の削減と、公正さの実現に向けたモビリティと建物管理システムの改革を進めています。

結論

COP31において、私たちは各国に、移行の必要性についてCOP28で達成されたコンセンサス、およびCOP30議長国のロードマップとサンタマルタ・プロセスを土台に前進するよう強く求めます。

化石燃料から、再生可能エネルギーを基盤とし、電化が進んだエネルギーシステムへの移行は、持続可能で公正なものでなければなりません。

明確な緊急課題は、新規の化石燃料採掘事業をこれ以上認めないことです。

1.5℃を達成可能な目標として維持するには、より多くの国家がすでに行動を起こした国々に続くことが求められます。新規の化石燃料事業を中止するだけでなく、**あらゆる法的手段を活用して市民やその他のステークホルダーの賛同が得られること、適切な水準の野心を掲げること、全ての参加者が求めるべき対象を理解できること、ならびに確実な気候行動につながる取組みとして**、法律としても明文化する必要があります。



持続可能で公正なエネルギー移行：法を通じて、コミットメントを行動へ

COP31ブリーフィング

Pierre Cannet
グローバル広報・政策責任者
pcannet@clientearth.org

Andrea Lee
グローバル・キャンペーン・政策マネージャー
alee@clientearth.org

ClientEarthは、非営利の環境法律団体です。ClientEarthは、イングランドとウェールズで登録された保証有限責任会社（登録番号02863827）および慈善団体（登録番号1053988）、登録事務所 The Joinery, 34 Drayton Park, London, England, N5 1PB、ベルギーで登録された国際非営利団体ClientEarth AISBL（登録番号0714.925.038）、ドイツの非営利有限責任会社ClientEarth gGmbH（HRB 202487 B）、ポーランドの登録財団Fundacja “ClientEarth Prawnicy dla Ziemi”（KRS 0000364218、NIP 7010254208）、スペインで登録された代表団体 Fundación ClientEarth Delegación en España （NIF W0170741C）、米国501（c）（3）の登録団体ClientEarth US（EIN 81-0722756）、中国の支社ClientEarth Beijing Representative Office（登録番号G1110000MA0095H836）、日本における登録子会社、一般社団法人クライアントアース（法人番号6010405022079）、そしてオーストラリアにおける登録子会社および保証有限責任会社ClientEarth Oceania Limited（法人番号664010655）です。

Climate action through the law